第１章　総　　則

第１節　一般事項

１.１.１　適用範囲

ａ．工場で製造された建築用プレキャスト鉄筋コンクリート部材を現場で組み立て、接合して造るプレキャスト鉄筋コンクート工法の工事に適用

ｂ．対象とする主なプレキャスト工法

・壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法　　（W-PC工法）
・ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法　（R-PC工法）
・壁式ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法（WR-PC工法）
・プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート工法　　（SR-PC工法）

＊主要構造部（柱、梁、耐力壁および床）の全部または一部にプレキャスト部材を用いる工法

ｃ．設計・製造および施工方法

国土交通大臣の認定や指定性能評価機関の評価等を取得した部材の設計・製造および施工方法については、その部材製造仕様書および施工要領に従うとともに、本指針に準拠

ｄ．プレキャスト部材製造工場

「ＰＣ部材品質認定基準」(本会制定)によって品質管理状況が一定の評価をされた、固定工場あるいは現場に設置した仮設工場

1.1.2　本指針の取扱い

ａ．関連法令・法規、JIS、JASS、基・規準等の改正・改定があった場合は、当該部分についてその改正・改定に準ずる。

ｂ．工事仕様書として使用する場合は、設計図書にて特記する。

ｃ．本指針は、プレキャスト工法の計画上・管理上のポイント・考え方・作業手順を記述した技術指導書的な側面を持つ。

　工事の自主管理基準として用いる場合は、その取扱い範囲を明記して使用することが望ましい。